

具体的な意見の内容と市の考え方(詳細)

【区分】

- A・・・御意見を踏まえ、計画の内容に反映させたもの
- B・・・計画の趣旨に沿った御意見であり、すでに計画（素案）に反映されているもの
- C・・・今後の参考とする意見・要望
- D・・・計画に対する内容確認
- E・・・その他

番号	基本目標	意見概要	市の考え方	反映区分
基本目標 I DV被害者の安全確保と支援体制の充実				
1	I	・医療、保健、福祉、教育機関等や民生委員・児童委員への早期発見のための情報提供は、被害者が身近に相談しやすい立場にあるので有効だと思う。ケアマネージャーやホームヘルパーへの情報提供はどのように実施するのか。	・施策目標1-1-②にありますように、ケアマネージャーやホームヘルパーについては、それぞれの職域の研修を活用するなどして、DVに関する意識啓発と対応に係る情報提供に努めてまいります。	D
2	I	・早期発見のための医療、保健、福祉、教育機関等の関係者に情報提供するとしているが、実際はDV等の認識や情報がなく二次被害が多いという話も聞くので、もう少し積極的な研修会開催等の支援はできないか。	・関係者の研修会の開催については、施策目標5-14-⑤に反映してまいります。	A
3	I	・DV被害者の中には自ら相談できない人が数多くいると思うので、その対策を明示してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標2-6-①及び②に反映されています。	B
4	I	・各区にある相談窓口以外に、いつでも来所し相談できる「女性の総合相談窓口」を市内に1か所設置してほしい。DVセンターは今までもどおり県内1か所とし、民間シェルターと連携して安全と安心を考慮した一時保護の体制は変えず、相談窓口のみとする。	・御意見の趣旨は、施策目標2-4-①に反映されています。川崎市男女共同参画センターでは、女性が抱える悩みや問題について、専任の相談員や専門家が解決のお手伝いをする女性のための総合相談を行っています。今後も女性のための総合相談事業を充実させてまいります。	B
5	I	・公的施設の窓口やトイレにDV相談について案内するものを置き、いつでもすぐ相談できる窓口を周知してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標2-6-①に反映されています。	B
6	I	・男女共同参画センターや人権オンブズパーソンの相談窓口と区の女性相談員との連携を充実させてほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標2-4-①、施策目標2-5-①に反映されています。	B
7	I	・DV被害者は10回家に戻ると言われている。役所に相談し、支援制度の情報を得た後も新しい生活への不安も大きく、自宅に戻る場合が多い。しかし、役所に相談したことが加害者に知れると、暴力が増す場合も多くある。被害がより深刻になると、ますます家庭外に助けを求めにくくなる。一度相談に来た被害者の自宅訪問や電話相談などを継続して行い、被害者が助けを求める回路を確保してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標2-3-④に反映されています。	B
8	I	・住民票の措置、生活保護等、毎回ケースごとに各担当と折衝することのないように区役所の統一的な体制づくりをすることが相談支援体制の強化である。	・御意見の趣旨は、施策目標2-3-①に反映されています。	B
9	I	・被害者には、DVを恥と感じ、近隣の人の目が気になるため地元の区役所に相談できないという場合があるので、DV相談は区の枠を取り払い、どの区でも相談を受けることができ（例えば中原区の人が麻生区でも相談できる）、必要な時には住んでいるのと違う区でも緊急一時保護支援も受けられるようにすべきである。そしてその場合、相談を受けた相談員は、被害者の居住区の相談員と必要に応じて連携をとる。相談しやすい体制のためには、相談者の意向を重視し、行政区にとられない柔軟性を持つてほしい。	・区の相談窓口は、被害者の意思や心情を尊重し、居住地を問わず相談支援・保護支援等を実施しております。	D
10	I	・一時保護から自立までには、長い時間がかかると思うので、被害者の安全の確保を十分にするとともに、一時保護期間の制限がないほうがよい。	・御意見の趣旨は、施策目標3の今後の取り組みの参考としました。	C

11	I	・被害者と加害者を引き離すため、市外施設との連携は重要である	・御意見の趣旨は、施策目標3-8-①に反映されていません。	B
12	I	・各区の保健福祉センターが神奈川県配偶者暴力相談支援センターと連携し、一時保護を行うという記述があるが、窓口が保健福祉センターであることが加害者に知られてしまうと、そこからシェルターの場所の特定にも繋がりがかねない。区が被害者支援に関与していることを明記しないほうがよい。	・御意見の趣旨は、施策目標2-7-②及び③、施策目標3-10-⑤に反映されています。	B
13	I	・安全のためにはDV被害者を市内のシェルターに保護することは基本的にないと思う。	・御意見の趣旨は、施策目標3-8-①に反映されていません。	B
14	I	・県内のシェルターに保護すると特定することで、加害者が的を絞ることができ、必死に探せば住所を知ることができる。計画に記載しないほうがよい。	・御意見の趣旨は、施策目標2-7-②・③、施策目標3-10-⑤に反映されています。	B
15	I	・一時保護中に児童相談所、精神保健福祉センター等と関係機関が連携するというのは具体的にどのような支援をするのか。	・一時保護中の生活が心身に大きな被害を受けた被害者にとって将来に向け展望を見出す場となるように、関係機関がそれぞれの役割分担を協議しながら、効果的対応を図ることが極めて重要です。被害者と子どもの精神保健に関する事項や心の問題については、児童相談所や精神保健福祉センターが専門的な立場から意見を提案するなど、協力しあうことが必要であると考えております。	D
16	I	・「裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は」（施策目標3-10-②）という記述があるが保健福祉センターが受けるわけではないのではないか。	・一時保護にあたって保健福祉センターは、被害者の安全を第一に考え、御本人から発令通知を受けたことを聴取した場合、警察をはじめとする関係機関と十分な連携を図ります。	D
17	I	・「裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、関係機関と連携を図りながら、被害者本人と子どもや親族等の安全の確保のため助言等を行います」（施策目標3-10-②）とあるが、どのような支援をするのか。	・保護命令発令後の被害者への具体的な支援（配偶者が退去命令や接近禁止命令に従わなかったときの逮捕等）は、主に警察が行いますが、加害者側からの被害者や子どもに関する問い合わせ等に適切に対応し、情報管理を徹底するなど、関係機関が被害者等の安全のために十分な配慮をしております。	D
18	I	・被害者支援を行うにあたり、妊娠中の方への支援はどのように対処するのか。どのように保護支援するのか具体的な支援策を示してほしい。	・一時保護については、被害者の個々の状況に応じて医療対応が必要かどうかの判断をしながら、御本人及び関係機関と調整を行い、被害者の安全確保を第一に考えて支援を行います。	D
19	I	・同伴児が思春期の男子である場合や男性が被害者である場合の一時保護についても明確にすべきである。男性のDV被害者は数こそごくわずかであるが、女性以上に精神的ダメージが大きいと思う。	・御意見の趣旨は、施策目標3の今後の取り組みの参考としました。	C
20	I	・外国人女性は、非常に高いDV被害リスクにさらされている上、支援情報が届きにくい。全国に先駆けて外国人施策に取り組んできた川崎市の姿勢をアピールする意味でも、外国人被害者支援を重点施策に位置づけるべきである。	・この計画は、在留資格の有無等を問わず外国人である被害者もその対象とし、外国人被害者の人権を尊重しなければならないとしておりますが、言語が壁となり、DVに関する支援情報から疎遠になっていたり、日本籍の加害者から「故意に日本の文化や習慣を教えない」「在留資格取得手続きに協力しない」などの社会的な暴力を受ける場合があるなど、特別な配慮が必要なため、施策目標4-11に確認的に明記したものです。今後とも外国人が外国人であるということを理由に十分な支援を受けられないという事態が生じないように、固有の困難に配慮した適切な支援に努めてまいります。	C
21	I	・施策目標4に外国人被害者への支援が挙げられているが、外国人被害者への支援は計画全体にわたる問題なので、横断的に位置づける必要がある。	・この計画は、在留資格の有無等を問わず外国人である被害者もその対象とし、外国人被害者の人権を尊重しなければならないとしておりますが、言語が壁となり、DVに関する支援情報から疎遠になっていたり、日本籍の加害者から「故意に日本の文化や習慣を教えない」「在留資格取得手続きに協力しない」などの社会的な暴力を受ける場合があるなど、特別な配慮が必要なため、施策目標4-11に確認的に明記したものです。今後とも外国人が外国人であるということを理由に十分な支援を受けられないという事態が生じないように、固有の困難に配慮した適切な支援に努めてまいります。	B

22	I	・外国人被害者への相談対応においては、通訳の確保のほか、文化や社会的な状況など被害者の置かれた立場に十分配慮した対応に努めることとしてほしい。	・施策目標4-11-①に文化や制度の違い等に配慮した対応をしていくことを明記し、御意見の趣旨を反映してまいります。	A
23	I	・最近外国人女性の中にもDVという言葉を知っている人がかなり増えてきたが、自分自身の被害の認識があっても、今の状況を脱出する方法を知っている人はわずかである。外国人被害女性が支援制度をきちんと理解するように広報を強化してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11-①に反映されています。	B
24	I	・外国籍の女性については、人数的に少ないこともあり、なかなか施策のなかで重点がおかれないため、特別な配慮が必要です。DV被害者は精神的にも特別な支援が必要であり、出身文化や言語を理解する人によるケアがなければ回復できません。行政の側で多言語に対する体制をつくるとともに、80年代以降豊富な経験を積んできた支援組織に対して事業を支援する財政的な措置が必要です。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11に反映されています。	B
25	I	・外国人被害者への相談業務は、言葉や文化の違いから日本人被害者の場合と異なる能力、知識、経験が必要であり、そのようなリソースを蓄積した民間団体の役割は大変大きい。そうした民間団体は、財源がほとんどない中で活動しているので、自治体としてこれを支援することが必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11-③に反映されています。	B
26	I	・多言語でのリーフレットを作成し配布するなど、多様な背景をもつ被害者への相談窓口や支援制度等についての広報に努めてほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11-①に反映されています。	B
27	I	・多言語表記での情報提供が課題であると思う。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11-①に反映されています。	B
28	I	・多言語による啓発パンフレットや冊子を外国人の集まるエスニックレストラン等に設置を依頼するとよい。また、日本在住の外国人を対象に多言語で出版されている雑誌・新聞等のエスニックメディアを活用し、情報提供を行い、定期的に紙面に掲載してもらおうとよい（多言語雑誌への掲載費用は無料であるか、または安価であり、財政を圧迫しないと思う）。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11-①に反映されています。	B
29	I	・日本人男性と外国人女性との国際結婚カップルのDVについては、日本人配偶者へ働きかけ、移住してくる女性の自己実現に配慮するよう啓蒙・情報提供するなど、重点的な取り組みが必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標10-28に反映されています。	B
30	I	・外国人女性については、DVから保護される要件として在留資格状態を問わないことが明記されれば、より困難な状態にある人の深刻な被害を救うことになるのではないと思う。	・オーバーステイのDV被害者が行政に相談を行った場合、「その通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような」場合は通報義務は解除されるというのが、国の基本的考え方です。	D
31	I	・外国人被害者は多くの場合、加害者から「逃げると在留資格が更新できない」とか「外国人は離婚すると子どもの親権は取れない」と脅かされています。こうした不安を解消できるように、外国人の抱える問題に配慮して相談を受けてほしい。役所の相談窓口を訪れ、在留資格の更新はできないと言われたため、あきらめて加害者のところに帰ってしまう被害者も多い。	・オーバーステイのDV被害者が行政に相談を行った場合、「その通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような」場合は通報義務は解除されるというのが、国の基本的考え方です。御意見の趣旨は、施策目標4-11-④に反映されています。	B
32	I	・川崎市では、被害者の相談機関として民間団体の果たす役割がとても大きいので、経験を積んだ民間団体のスタッフとの共同研修により、外国人被害者の抱える問題をよく理解していただき、より充実した被害者相談につなげてほしい。	・施策目標4-11-③に共同研修を実施することを明記し、御意見の趣旨を反映してまいります。	A
33	I	・外国人被害者支援については、児童相談所や保健福祉センターなどの機関に多文化ソーシャルワーカーの配置を検討し、相談保護を躊躇する外国人女性に働きかけるような具体的施策を検討する必要がある。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11の今後の取り組みの参考としました。	C

34	I	・重点施策として相談支援の機能の強化を掲げているならば、外国人女性が安心して相談できるような多言語相談窓口の設置が当然求められる。多言語での相談は、県が行っているものを活用するという考えもあると思うが、それを含め、県の相談窓口と市の相談窓口の役割や機能を整理する必要がある。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11に反映されています。	B
35	I	・アジアの国々から来日した女性は、母国でも自分自身の力で役所の手続きを行う経験をしたことがない人がほとんどである上、日本語が不自由で日本の諸制度への知識も不十分である。こうした外国人女性たちに制度を理解してもらい、安心して支援制度を活用してもらうためには、女性相談員の研修及び民間団体と協働しての相談体制の設置が必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11-③及び④、施策目標5に反映されています。	B
36	I	・施策目標6被害者の自立支援の現状と課題において、「被害者の多くは心身の健康を害しており、(中略)よりきめ細やかな支援が必要です」とあるが、外国人女性の場合、より一層きめ細やかな支援が必要となっており、現状においては、民間団体がその役割を無償で担っている。外国人女性の場合、具体的に誰がどのように動くのか、別途検討が必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11に反映されています。今後とも外国人が外国人であるということを理由に十分な支援を受けられないという事態が生じないように、民間の支援団体との連携強化を図りながら、固有の困難に配慮した適切な支援に努めてまいります。	B
37	I	・外国人DV被害者への支援機関についての情報の提供と民間ネットワークの充実を図る必要がある。	・御意見の趣旨は、施策目標4、施策目標8-24反映されています。	B
38	I	・外国人被害者の一時保護、病院へのつきそいや子育ての悩みの相談等は難しいという現実があり、外国人の生活支援や相談を行っているNPO団体や日本に長く暮らしている外国人が通訳としてサポートする際の助成や仕組みづくりが必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11に反映されています。	B
39	I	・外国人支援のためには、多言語での相談窓口、情報提供、通訳の確保、関係職員の研修など外国人女性に関する総合的な施策体系の整理を行ってほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標4に反映されています。	B
40	I	・障害者支援についてはどこが窓口となり、どのような情報提供や支援をしていくのか。	・障害のある被害者の相談については、DV被害者としての支援のほかにそれぞれの障害に対応した固有の支援が実施できるよう、障害者支援の担当部署等の関係機関と連携してまいります。	D
41	I	・障害者支援の具体的な内容を示してほしい。障害の内容も程度もさまざま受け入れる保護施設での対応が整っていないのが現状である。	・障害のある被害者の相談については、DV被害者としての支援のほかにそれぞれの障害に対応した固有の支援が実施できるよう、障害者支援の担当部署等の関係機関と連携してまいります。	D
42	I	・「高齢者へのDVについては、高齢者虐待と関連があるため、被害者が適切な支援が受けられるよう関係機関と連携します」(施策目標4-3-①)とあるが、高齢者をDV法で一時保護するのは無理なのではないか。一時保護する場所を市が用意することができるのか。	・各区では、高齢者虐待に関する相談を受け、支援を行っています。また、一時保護施設は、高齢の方でも自立し集団生活ができる方は利用することが可能です。	D
43	I	・障害者や高齢者の被害者支援の体制の整備は急務だと思う。専門知識を持った職員が携わっていくことが必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標4-12-①及び②、施策目標4-13-①に反映されています。	B
44	I	・施策目標5-14-①に「被害者の支援にあたり、組織として一体的な支援を行えるよう職員研修を実施する」とあるが、組織的・一体的な支援がどこまでなされているか、現状を把握しているのか。良質な福祉サービスを行うには、全体的な支援に対する意識が必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標5-14-①に反映されています。	B
45	I	・行政職員、支援者、医療関係者、警察、法律家等の連携が不可欠であるとともに、二次被害を起こしやすいので、研修会の開催等を充実させる必要がある。	・二次被害の防止のための研修会の開催については、施策目標5-14-⑤に反映してまいります。関係者の連携については、施策目標8に反映されています。	A
46	I	・DV被害により離婚に至るケースでは、調停や裁判の場で調停員や裁判官の発言によって被害者が二次被害を受ける場合がある。そうした被害を防ぐために、調停員や裁判官への啓発を行う必要がある。	・御意見の趣旨は、施策目標5-14-⑤の今後の取り組みの参考としました。	C

47	I	<p>・施策目標5-14-③では、弁護士会との情報交換を充実させるとあるが、司法書士会でも、多重債務等各種相談の中から、その背景にDV等を知ること多く、債務整理のほか、生活保護申請の同行支援や自殺対策なども行っている。神奈川県司法書士会では、DV被害者の二次被害を防ぐ配慮をした相談体制を早期に整えるべく、セミナー等の参加や研修会等の開催を積極的に行い、女性と子どもの人権相談会を立ち上げる準備をしている。この計画の計画期間5年の中で、情報交換が弁護士会に限定されているのは甚だ残念であり、司法書士会が関与できる余地を残してほしい。</p>	<p>・施策目標5-14-③に弁護士会等との情報交換を充実させると明記し、御意見の趣旨を反映してまいります。</p>	A
48	I	<p>・女性相談員が弁護士から直接助言を求めることができる機会を作してほしい。</p>	<p>・御意見の趣旨は、施策目標5-14-③の今後の取り組みの参考としました。</p>	C
49	I	<p>・被害者支援を担う関係者の人材育成に、多様な背景を持つ被害者への理解を促進するための外国人や障害のある被害者の置かれた背景を理解するための研修を行う必要がある。</p>	<p>・施策目標5-14-②に外国人や障害者等多様な背景を持つ被害者を理解するための研修を実施することを明記し、御意見の趣旨を反映してまいります。</p>	A
50	I	<p>・被害者支援、特に外国人被害者支援を担う関係者の人材育成には、カルチュラル・コンピテンシー（多様な文化的背景などを理解し、コミュニケーションをとって対応できる能力）の向上が求められる。</p>	<p>・施策目標5-14-②に外国人や障害者等多様な背景を持つ被害者を理解するための研修を実施することを明記し、御意見の趣旨を反映してまいります。</p>	A
基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進				
51	Ⅱ	<p>・施策目標6-15-②は、「関係機関等との連携体制を充実させることにより、各機関が行う自立支援に伴う手続きが円滑に行われるよう努める」とあるが、自立支援の機能の強化としてはもう少し具体性がほしい。</p>	<p>・御意見の趣旨は、施策目標6-15-②の今後の取り組みの参考としました。</p>	C
52	Ⅱ	<p>・自立までの支援のためには、一次保護施設を退所した後の住居の確保が不可欠である。支援する人と住居を用意してほしい。</p>	<p>・御意見の趣旨は、施策目標6-15及び16に反映されています。</p>	B
53	Ⅱ	<p>・母子生活支援施設が不足している。増設が必要である。</p>	<p>・御意見の趣旨は、施策目標6の今後の取り組みの参考としました。</p>	C
54	Ⅱ	<p>・離婚や別居などが増加傾向にあり、母子福祉に関して受け入れ先が見つからないことが多々あるのが現実である。施設の増設を強く希望する。他県・他市ばかりに委託せず、川崎市の受け入れ体制を考えるべきである。</p>	<p>・御意見の趣旨は、施策目標6の今後の取り組みの参考としました。</p>	C
55	Ⅱ	<p>・一時保護後は居住支援、就労支援、本人及び同伴児の心の支援が必要。</p>	<p>・御意見の趣旨は、施策目標6-16、17、19及び20、並びに施策目標7-22及び23に反映されています。</p>	B
56	Ⅱ	<p>・所持金もなく着のみ着たままシェルターに保護される方もいるため、自立への第一歩を踏み出すために必要である具体的な経済的な支援について記載がほしい。</p>	<p>・御意見の趣旨は、施策目標6-18-①及び②に反映されています。</p>	B
57	Ⅱ	<p>・一時保護施設を退所後、アパート等で新たな生活を始めた母子は孤立感と孤独にさらされている。生活保護受給となっても、経済的保障や精神的な支えは不十分である。また、関係者の理解不足から二次被害を受け辛い思いをしている被害者がいる。よって、当事者の了解のもと、定期的に訪問する、生活全般を見守り、生活が安定するまで子育てや就労等すべてを支援するなどの生活支援制度を用意する必要がある。</p>	<p>・御意見の趣旨は、施策目標6、施策目標7-22、施策目標5-14-④及び⑤に反映されています。</p>	B
58	Ⅱ	<p>・一時保護施設を退所後、自立生活を始めた被害者の中には、暴力のトラウマに苦しんでいる人がいる。また、外国人被害者は、日本社会へのなじみが薄いことから、子どもの養育や仕事のことなどの支援を受ける方法がわからず孤立している人も多い。生活保護の担当者と相談員が連携して、被害者の施設退所後の新生活への支援体制を整えてほしい。</p>	<p>・御意見の趣旨は、施策目標4-11、施策目標6-15、18、19及び20、施策目標7-22に反映されています。</p>	B

59	II	・外国人被害者の自立支援にあたっては、経験のある民間団体等との十分な連携のうえ、被害者のおかれた言語、文化、社会的な背景をふまえ、ニーズに応じた自立支援を行うことが必要である。	・この計画は、外国人である被害者もその対象としており、御意見の趣旨は、施策目標4等に反映されています。今後ともこうした被害者の人権を尊重しながら、関係団体との連携を図り、固有の困難に配慮した適切な支援に努めてまいります。	B
60	II	・被害者の自立支援は、一時保護後の住居の確保や子どもの就学等の一連の支援に留まらず、ライフタイムに合わせた長期的な支援や母子家庭施策との連携・整合性もふまえて検討する必要がある。	・御意見の趣旨は、施策目標6-1、施策目標6-5、施策目標6-6、施策目標6-7、施策目標7-1-②及び③に反映されています。	B
61	II	・施策目標6-20-①に「心のケアが特に必要な被害者に対しては、心のケアについて相談やカウンセリングが受けられる機関について情報提供を行う」とあるが、このような機関が川崎市内にあるのか。被害者からの要望は多くあるが、現状では心のケアは行えていないように思う。	・計画を推進し、被害者のための医学的・心理学的ケアが行える医療機関等の情報提供に努めてまいります。	D
62	II	・民間のステップハウス(一時保護施設退所後、新しい生活を始められるまでに過ごす中間的施設)等に対する支援について検討してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標6-21-①に反映されています。	B
63	II	・ステップハウスを確保するために市営住宅を有効活用し、民間団体にソフト面の支援を委託する仕組みを検討してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標6-21-①に反映されています。	B
64	II	・DV被害者の一時保護は2週間とされているが、施設から次の出発先に向かうまで、本人に負担のないよう支援してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標6に反映されています。	B
65	II	・子どもたちへの支援に力を入れてほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標7に反映されています。	B
66	II	・子どものケアはどこが行うのか。	・計画の推進にあたっては、児童相談所等の子どもに対応する関係機関が連携し、DV被害者とその同伴している子どもを一体として支援していくこととしています。	D
67	II	・外国人被害者の子どもは、DVや虐待のトラウマのほか、外国につながるというアイデンティティの揺らぎもあり、それらが複雑に絡み合っていることから、外国につながる子どもの心のケアにはさらなる検討が求められる。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11、施策目標7に反映されています。	B

基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力

68	III	・神奈川県司法書士会では、DV被害者の二次被害を防ぐ配慮をした相談体制を早期に整えるべく、セミナー等の参加や研修会等の開催を積極的に行い、女性と子どもの人権相談会を立ち上げる準備をしている。施策目標8-1「関係機関の支援ネットワークの充実」に、司法書士会が関与できる余地を残してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標8に反映されています。	B
69	III	・妊娠中の被害者は、DVがより潜在化しやすい傾向にあり、医療、精神的・法的等の各種サービスが必要なため、関係機関が連携する必要があると思う。	・御意見の趣旨は、施策目標8-24に反映されています。	B
70	III	・警察と連携し、場合によっては緊急時に被害者を救出できる態勢を整えて欲しい。	・御意見の趣旨は、施策目標8-24-①の今後の取り組みの参考としました。	C
71	III	・民間団体との連携・協力の促進は、単なる会議の開催にとどまったり、保護に係る連携強化のみでなく、自立支援に係る連携・協力の促進も個人情報保護をクリアしながら個別のケースで行えるような仕組みの検討もすべきである。	・御意見の趣旨は、施策目標8、施策目標9-27の今後の取り組みの参考としました。	C
72	III	・民間団体が市の支援体制を把握することは重要である。外国人被害者の一時相談機関としての役割を果たしている民間団体のスタッフが正確な支援施策を理解することで、行政との連携が強まり被害者救済に役立つ。	・御意見の趣旨は、施策目標9-27に反映されています。	B

73	Ⅲ	・被害者支援は、ボランティア頼りの民間シェルターに任せるのではなく、人件費や家賃等を予算化して、これまで培った民間の知恵を生かしながら、公的な支援をしてほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標9-26の今後の取り組みの参考としました。	C
74	Ⅲ	・民間シェルターは、その運営費用が切迫し、やむを得ず閉鎖に追い込まれてしまうところもある。民間シェルターへの支援が必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標9-26-①に反映されています。	B
75	Ⅲ	・女性の自立支援を行っている民間団体は苦しい運営費で人件費も十分でないまま活動をしている。経済的支援の充実を望む。	・御意見の趣旨は、施策目標9に反映されています。	B
76	Ⅲ	・市内で一時保護施設を運営する民間団体が安定的、継続的に活動できるよう、支援の充実を図るとあるが、最大のポイントに資金不足があるので、資金援助、助成金の充実と記載してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標9-26-①の今後の取り組みの参考としました。	C
77	Ⅲ	・シェルターへの助成金を増額してほしい。横浜市は定額給付金の寄附を市民に呼びかけ、集まった寄附をシェルター支援事業に有効活用している。	・御意見の趣旨は、施策目標9-26-①の今後の取り組みの参考としました。	C
78	Ⅲ	・川崎市人権問題講演会に参加し、市内にシェルターがあることを知って安心した。財政面、人材面での大変さもよく分った。行政からの援助が必要だと思った。	・御意見の趣旨は、施策目標9-26-①及び②に反映されています。	B
79	Ⅲ	・一時保護を充実させていくためには、シェルター施設や事務所の提供、民間シェルターへの資金援助が必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標9-25、施策目標9-26-①の今後の取り組みの参考としました。	B
80	Ⅲ	・外国人被害者支援における民間団体の役割を十分評価し、一層の連携と活動への支援を図るべきである。	・御意見の趣旨は、施策目標4-11-③、施策目標9-27に反映されています。	B
81	Ⅲ	・一時保護施設を運営する民間団体のみではなく、自立支援を行っている団体への具体的な支援も検討してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標9-27に反映されています。	B

基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進

82	Ⅳ	・中学生、高校生向けデートDVの予防教育が必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標10-29-②に反映されています。	B
83	Ⅳ	・中学校、高等学校でデートDVの予防教育をしてほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標10-29-②に反映されています。	B
84	Ⅳ	・DV加害者は、結婚してDV加害者になったわけではなく、結婚前にもデートDVの加害者であったことが多い。高校生への講座等によるDVを生まない教育をする必要がある。	・御意見の趣旨は、施策目標10-29-②に反映されています。	B
85	Ⅳ	・デートDVに関わる啓発を目的とした講座をもっと幅広く実施してみてもどうか。言葉の認知はまだ低いが、新聞などでも取り上げられるようになってきた。しっかりした理解が広がるためには学校での開催も考えるべきであると思う。	・御意見の趣旨は、施策目標10-29-②に反映されています。	B
86	Ⅳ	・DVやデートDV予防啓発のため、冊子やチラシ等を成人式、婚姻届の提出時、母子手帳の配布時に配布する。	・御意見の趣旨は、施策目標10の今後の取り組みの参考としました。	C
87	Ⅳ	・市民向けのDV講座を年1回開催するとよい。	・御意見の趣旨は、施策目標10-28-①に反映されています。	B
88	Ⅳ	・川崎市人権問題講演会に参加してDVについて大変よく分った。毎年このような催しを行うことで一般市民のDVへの理解と関心が深まると思う。	・御意見の趣旨は、施策目標10-28-①に反映されています。	B
89	Ⅳ	・一般市民向けのDVの啓発事業を実施してほしい。	・御意見の趣旨は、施策目標10-28-①に反映されています。	B

90	IV	・DV被害者への支援のみでは限界があり、加害者に向けた啓発が不可欠である。	・御意見の趣旨は、施策目標10-28-①に反映されています。	B
91	IV	・DV加害男性のための電話相談が必要である。	・御意見の趣旨は、施策目標11-32-①に反映されています。	B
92	IV	・DVについては、被害者が直接訴えなくとも、証拠があれば逮捕できるようにしてほしい。	・御意見の趣旨を反映するには、制度の改正が必要です。市としては、加害者対策のための国の調査研究や法整備について情報収集を図りながら、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて啓発を行い、暴力の防止に努めてまいります。	E
93	IV	・DVで離婚した加害者は、その事実を戸籍に記載して再婚する時に分るようにしてほしい。また、DV離婚した加害者が再婚した場合に公的に少し見守るといふか監視してほしい。	・御意見の趣旨を反映するには、制度の改正が必要です。市としては、加害者対策のための国の調査研究や法整備について情報収集を図りながら、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて啓発を行い、暴力の防止に努めてまいります。	E
94	IV	・施策目標11-30は「被害の実態や自立支援に関する状況把握」、「被害者のニーズ調査」が掲げられているが、これらの調査研究にあたっては、外国人、障害者、高齢者など、多様な背景をもつ被害者の被害の実態や自立支援に関する状況やニーズの把握が必要である。	・施策目標11-30-②に外国人及び障害者等多様な背景を持つ被害者の状況を踏まえてニーズ調査等を行うことを明記し、御意見の趣旨を反映してまいります。	A
95	IV	・外国人女性に関する調査研究をぜひとも行ってほしい。とりわけ、自立支援に係る調査研究が全国的にも不足しているものと思われる。	・御意見の趣旨は、施策目標11-30の今後の取り組みの参考としました。	C
計画全般に関して				
96		・DV被害者はぜひ救済していただきたい。	・「川崎市DV被害者支援基本計画」の目的に沿って、DV被害者とその子どもを含む同伴者の安全と安心に配慮した総合的なDV対策を積極的に推進してまいります。	B
97		・計画の策定にあたり、現状の調査、課題の抽出を行うため、被害者のヒアリングは実施されたのか。立案根拠として実施された対象や内容を明記すべきである。	・計画の策定にあたっては、「川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議」を設置し、庁内における検討・調整を行うとともに、アンケート調査やヒアリング調査などによるDV被害者の実態把握等を図り、被害者やその家族、支援団体などの御意見を伺いました。これらの調査・検討を踏まえて計画素案を作成し、関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される「川崎市DV被害者支援基本計画策定検討委員会」で計画素案についての検討を重ねました。一般のパブリックコメントでの御意見も含め、今後も、DV被害者やその家族など当事者の意見及び支援団体等の御意見を尊重した取り組みを推進してまいります。	D
98		・計画推進の視点とは判断基準と考える。従って、2計画推進の視点の「(3)被害者が安全に安心して地域で暮らしていけるよう、相談から自立まで、被害者の立場に立った、切れ目のない支援を実施します。」と「(4)これまで関係機関及び民間団体と築き上げてきた連携・協力体制の一層の強化を図ります。」は視点としてなじまない。「DV被害者の保護、自立支援は川崎市の責務です」「DV被害者は自らの意志が尊重され、安全、安心な生活を営む権利があります」「DV被害者は障害の有無や国籍などに関わらず、支援を受ける権利があります」「施策の策定、推進にあたっては、当事者の意見を尊重し、参画の機会を保障します」の視点を追加してほしい。	・視点とは計画を推進するときの立脚点、基本認識のことです。川崎市は「被害者が安全に安心して地域で暮らしていけるよう、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援をする」こと、「関係機関及び民間団体との連携・協力体制の一層の強化を図ること」も重要な視点とし、これらの視点を踏まえて計画を推進してまいります。	C
99		・川崎市には計画を策定する部署と保護を実施する部署があり、それぞれの動きに一貫性が感じられない。全体的な視点で方向性を定め、各機関の力を総括し最大限に生かすために、基本目標に「総合的な推進体制、支援体制の整備」を追加してほしい。	・御意見の趣旨は、「第5 計画推進の仕組み」に反映されています。計画の効果的な推進のために、庁内の推進体制の整備を図り、関係機関、民間団体及び市民の皆様の協力を得て、着実に計画を実施していきます。	B

100	<p>・計画期間が長いので（5年間）施策の進捗状況や調査については随時公表し、見直しの必要性等の把握ができるようにしてほしい。</p>	<p>・計画は、DV防止法の改正及び基本方針の改定、社会情勢の変化、計画の取り組み状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととしております。施策の進捗状況を市民の皆様へ公表するとともに、川崎市男女平等推進審議会や川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議で進捗状況や調査結果等について適切に確認し検証してまいります。</p>	C
101	<p>・計画期間中新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととするとあるが、計画の評価について記述がない。「必要に応じて」の判断はどのタイミングで行われるのか。施策の実施状況の公表を明記し、課題の把握に努めてほしい。</p>	<p>・見直しの判断や計画に基づく施策の実施による効果・成果については川崎市男女平等推進審議会や川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議で適切に確認、検証し施策の推進に生かしてまいります。また、実施状況の公表については、「第5 計画推進の仕組み」に反映してまいります。</p>	A
102	<p>・この計画と川崎市で実施している外国人市民施策との有機的な連携が重要である。</p>	<p>・計画の推進にあたっては、外国人施策に係る機関とも連携しながら、総合的・効果的に施策を推進することとしています。</p>	B
103	<p>・二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）の相談窓口の設置が必要である。現状では支援が適切であったかどうかの振り返りができない。何が被害者の力を奪ってしまうのかを知って業務に反映させたい。</p>	<p>・施策目標5-14にありますとおり、支援に携わる関係者が一貫して適切かつ迅速な対応を行い、被害者に対し二次的な被害を与えないよう、研修を定期的かつ継続的に行い、関係者の資質向上を図ってまいります。</p>	B
104	<p>・この計画は神奈川県計画と目立った相違がない。川崎市として特に力を入れた点はどこにあるのか。</p>	<p>・DV被害者の相談、保護及び自立支援には市域を越えた迅速かつ広域的な対応が不可欠です。神奈川県と川崎市はこれまで、一定の方式のもとに連携し、被害者支援に成果をあげてきました。被害者の保護や自立支援等が格差なく同じ水準で実施されるよう、この計画は国の基本方針を指針とし、かつ「かながわDV被害者支援プラン」との整合性を図った計画としています。</p>	D
105	<p>・子どもの虐待にはもっと重い罰を与えてほしい。</p>	<p>・御意見の趣旨を反映するには、制度の改正が必要です。市としては、暴力は重大な人権侵害であるという視点から暴力防止等の啓発等に努めてまいります。</p>	E
106	<p>・男の子は叩いて育てるというのが許されているのがよくない。また、男の子には多少乱暴なところがあってもよいという社会の考え方を根本的に変えていったほうがよい。</p>	<p>・施策目標10-29-②にありますように、乳幼児期からの暴力を許さない教育、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育の一層の推進を図ってまいります。あわせて、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて市民啓発を行い、暴力の防止に努めてまいります。</p>	B
107	<p>・阪神・淡路大震災後にDV暴力が増加したという報告があることから、危機管理室の計画や取り組みに女性の参画が必要である。女性が参画することで、子ども・高齢者・障害者の意見が反映され、男性のみの視点でない弱者の視点からのきめ細やかな施策を行うことができる。</p>	<p>・多様な考え方を生かした豊かで住みよい社会を築くためには、あらゆる分野において男女双方の意見がバランスよく取り入れられることが重要であると考えております。今後も施策において男女の意見が均等に反映される機会が確保されるよう努めてまいります。</p>	E